

令 和 5 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

12月第2回会議 12月21日 開会  
12月21日 散会

南 三 陸 町 議 会

令和5年12月21日（木曜日）

令和5年度南三陸町議会12月第2回会議会議録

## 令和5年度南三陸町議会 12月第2回会議会議録第1号

---

令和5年12月21日（木曜日）

---

### 応招議員（13名）

1番	伊藤	俊	君	2番	阿部	司	君
3番	高橋	尚勝	君	4番	須藤	清孝	君
5番	佐藤	雄一	君	6番	後藤	伸太郎	君
7番	佐藤	正明	君	8番	及川	幸子	君
9番	村岡	賢一	君	10番	今野	雄紀	君
11番	三浦	清人	君	12番	菅原	辰雄	君
13番	星	喜美男	君				

---

### 出席議員（13名）

1番	伊藤	俊	君	2番	阿部	司	君
3番	高橋	尚勝	君	4番	須藤	清孝	君
5番	佐藤	雄一	君	6番	後藤	伸太郎	君
7番	佐藤	正明	君	8番	及川	幸子	君
9番	村岡	賢一	君	10番	今野	雄紀	君
11番	三浦	清人	君	12番	菅原	辰雄	君
13番	星	喜美男	君				

---

### 欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

#### 町長部局

町	長	佐藤	仁	君	
副	町	長	三浦	浩	君
総務課	長	千葉	啓	君	
企画課	長	岩淵	武久	君	

行政管理課長	菅原 義明君
保健福祉課長	及川 貢君
農林水産課長	遠藤 和美君
建設課長	及川 幸弘君
上下水道事業所長	糟谷 克吉君

---

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 正文
次長兼総務係長 兼議事調査係長	畠山 貴博

---

議事日程 第1号

- |                                     |          |    |
|-------------------------------------|----------|----|
| 令和5年12月21日（木曜日）                     | 午前10時00分 | 開議 |
| 第 1 会議録署名議員の指名                      |          |    |
| 第 2 諸般の報告                           |          |    |
| 第 3 行政報告                            |          |    |
| 第 4 議案第45号 令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）   |          |    |
| 第 5 議案第46号 令和5年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号） |          |    |
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

12月会議、第2回目となります。今年最後の議会になるかと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、令和5年度南三陸町議会12月第2回会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、1番伊藤俊君、2番阿部司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。

書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番及川です。

場所ですね、払川河川、伊里前川河川災害復旧工事、延長20メートルとありますけれども、この改修場所、これで、20メートルで完了するのか、まだ残っているのか、それが1点と、場所は多分払川に行く杉林の手前辺りかなと思うんですけれども、その辺も併せてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず1点目でございます。

今箇所は、この記載のとおり、延長20メートル、かごマット50平米で完了いたします。

工事場所につきましては、県道の町向払川線と馬籠志津川線の交差点から馬籠側に約900メートルほど行った地点となります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、馬籠側ということは、私が想像していた場所とはかけ離れますけれども、それで、今回で終わるんですか、この20メーターやると。そこなんです。完了するのか、まだ続くのか。

それと、今聞いたら場所が違うので、払川町向線のダム入り口から払川に行って、杉林があってカーブがあるんですけども、小さい砂防ダムを上がっていってのところなんですねけれども、非常に、同僚議員もおりますけれども、杉林の辺りが細くて、待避するのにバックか、擦れ違うことができないので、拡幅までということは申しませんけれども、待避所を今後、待避所が欲しいということを、地区民の要望がありますので、その辺今後の検討をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回のこの箇所については、これで完了でございます。

ただいまのお話ですと、県道町向払川線ということで、さきの議会でもたしか同様な御質問といいますか、御要望がございまして、県のほうには要望として、何とかならないかということで、今御相談をさせていただいているところではございますが、現在のところ明確にいつどうするというような御回答はいただいていないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、県には伝わってあるということでよろしいですか。

はい、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

---

日程第4 議案第45号 令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第45号令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）

についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました、議案第45号令和5年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、物価高騰対策等として本町が行う事業に係る所要額を計上したものです。

細部につきましては財政担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） おはようございます。

それでは、議案第45号令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページを御覧願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億946万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億6,187万6,000円とするものでございます。

次に、3ページからの「第1表 岁入歳出予算補正」について、款ごとの構成比を申し上げます。

まず、歳入の14款国庫支出金13.8%、補正されなかった款項に係る額が86.2%でございます。続いて、4ページの歳出でございます。

2款総務費21.0%、3款民生費18.1%、4款衛生費11.9%、5款農林水産業費8.9%、12款予備費1.3%、補正されなかった款項に係る額が38.8%でございます。

次に、予算の詳細を説明いたします。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額1億946万5,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。この補助金の内訳ですが、約6,400万円が低所得世帯への給付金、約4,500万円が、次の歳出で説明いたしますが、各個別の物価高騰に対応する重点支援事業に充当するものでございます。

続いて、9ページからの歳出で説明いたします。

なお議案関係参考資料2ページから3ページにかけて、今回の物価高騰対応重点支援地方創

生臨時交付金事業における各事業の詳細について記載しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、科目別に説明いたします。

2款1項6目企画費、19節扶助費74万円につきましては、議案参考資料3ページの中段の4番の事業でございます。順不同で大変申し訳ございません。

これにつきましては、上水道未普及世帯への町水道基本料金の3か月分に相当する金額を助成するものでございます。

予算書に戻っていただきまして、11目電子計算費270万円の補正につきましては、次の3款で説明いたしましたが、低所得者世帯生活支援給付金支給に係るシステムの改修委託料でございます。

続きまして、3款1項1目19節扶助費7,742万円の補正につきましては、議案参考資料2ページに戻っていただきまして、1番の事業でございます。

住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円を支給するものでございます。

予算書下段の同じく1目児童福祉総務費1,500万円の補正につきましては、議案参考資料2ページ下段に記載の2番の事業でございます。

子育て世帯応援給付金として、18歳以下の子供1人当たり1万円を給付するものでございます。

続きまして、予算書の10ページをお開き願います。

4款1項1目上水道費3,150万円の補正につきましては、議案参考資料3ページ上段の3番の事業でございます。

そこに記載のとおり、上水道基本料金3か月分の減免を行うものでございます。

予算書に戻っていただきまして、予算書5款1項4目畜産業費168万円の補正につきましては、議案関係参考資料、同じく3ページ下段に記載の5番の事業でございます。

酪農経営安定対策のため、町内約140頭について1頭当たり1万2,000円を酪農経営者に支援するものでございます。

最後に、予算書の12款予備費におきまして財源調整を行うものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。後藤伸太郎君。

○ 6番（後藤伸太郎君） 1つだけお伺いします。

上水道の経済的負担軽減ということで、基本料金減免とあるんですけれども、国語の問題なのかもしれません、減免というと、減額の場合と全額免除する場合があると思うんですけども、これ世帯によって分かれているという認識でよろしいんですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

減免という言葉の解釈といいますか、取扱いということになろうかと思いますけれども、議員御指摘のとおり、減免というお話になりますと、減額あるいは全部免除といった解釈が働きますけれども、一方で、免除といった場合にも全部免除と一部免除といった解釈もございます。実情としてはですね、用語の用い方としては。

ですので、今回分かりやすいということで減免というのが一般になじみがありますので、基本料金の部分について3か月分減額、減額といいますか使用料部分は頂きますので、トータルとして考えれば減額といった解釈が適當なんだろうということで減免、一部免除とはしないで減免とさせていただいているといったことでございます。対象は基本料金でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○ 6番（後藤伸太郎君） 1個だけ。基本料金はゼロになるという解釈でいいんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） はい、御指摘のとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○ 8番（及川幸子君） それでは、私のほうからは、歳出の9ページの電子計算費の委託料270万円、システム改修委託料とありますけれども、以前もコロナの支援金の場合もかなりのシステムの改修しました。そしてまた、今回は、また270万円のシステム改良の委託が出ています。いろんな対応をする場合、その都度このシステムを変えなければならないのか。そして、このシステムの助成というものが来るのか。まさか町単でやるわけでないでしょけれども、その辺、今後の動向をお伺いします。

それと、水道料金の減免、分かりましたけれども、この対象者、水道に入っていない世帯もあると思いますけれども、町内で、そういう人たちも対象にならないと公平を欠くのではないかなと思われますけれども、その辺、担当課長のほうから御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

1点目のシステム改修の部分でございますが、財源的な内容についてお話をさせていただきますと、この点については事務費といったことで国のはうでもあらかじめ見ていただいている部分でございます。

また、議員御指摘の何か給付金の制度が発生する都度のシステム改修が必要なのかといった御指摘でございますけれども、実は今回、低所得者世帯への、資料のはう2ページにございますとおり、さきの令和5年度の物価高騰重点支援給付金3万円を受給されたお宅に対しては、可能な限り保健福祉課のはうでプッシュ型ということでの支援を予定をさせていただいとおると。

そのプッシュ型で給付させていただく場合のデータというのも、さきの給付金の段階でシステムを構築して、しっかりと基礎データというものを確立させていただいているがゆえ、プッシュ型という仕組みが成立するといったことでございますので、そういったデータ管理、いわゆるデータのトータルでの管理といった部分を考えれば、どうしてもやはりシステムといったものは必要最低限の導入は必要なんだろうと考えてございます。

また、あわせて、3点目の水道の件でございますけれども、多分御指摘は当課が担当とさせていただいてございます議案関係参考資料大きく4番になろうかと思うんですが、いわゆる上水道の未普及であるお宅に対しましては、今回、当課対応ということで町上水道未普及世帯への支援ということで、13ミリ口径の3月分ということで予算を要求をさせていただいているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 上水道対象者ということなんですかけれども、担当課に聞きますけれども、そのうちの上水道以外の世帯がどれくらいあるのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） おはようございます。お答えをさせていただきます。

水道に加入していない世帯でございますけれども、町内で約130世帯ほどございます。その方々に対して的一般会計からの補助費ということで74万円を計上しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今の御答弁を聞いて分かりましたけれども、私心配しているのは、ここに水道、町上水道契約者と対象者があるので、その辺が心配だったので、今確認したわけですけれども、130世帯、74万円ということで理解いたしました。理解するとともに、安心しま

した。

それから、システムの関係も、今回は270万円のうち単費が、一般財源が48万円つぎ込まれるんですけども、そのプッシュ型にするためにはどうしてもやむを得ないんだという回答のようですけれども、そうすると、今後もいろんなこの給付金が出るわけですけれども、それに伴って今後も改良が出てくるということでよろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） システム改修の部分につきましては、今後予定する、予定されるといいますが、その給付金等の条件といったものの設定の仕方によっても変わってくると思います。前回の3万円、あるいは今回の7万円といったことのように、非課税等の枠といったことで考える制度なのか、あるいは、そうではなくて、こちらのある程度その裁量の範囲内等も発生するのかということで、一律に同じシステムを延々と使っていくといったことでもございませんので、それはそのシステムを用いる制度がどうなのかということで、改修の必要性というのはその都度都度の判断になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

まず1点目お聞きしたいのは、民生費の支給についてお聞きしたいと思います。

今回は、3万円のときのプッシュ式ということで支給するということでした。そこで、今年1月からの家庭急変の世帯にも支給するということなんですけれども、そこで伺いたいのは、3万円のときは約1,000件の対象で、それで、家計急変世帯が1件ということを確認していたわけなんですけれども、家計急変世帯への周知活動というんですか、この件、教えるのが適切だったのかという表現もあれなんですけれども、どのような形で周知していたのか伺いたいと思います。

あと、プッシュ式だと今回対象者が受け取るまでの期間はどれくらいを予定しているのか伺いたいと思います。

あと、扶助費7,742万円計上になっていますけれども、そのうちの事務費はどれぐらい見ているのか、その点、まず第1点目伺いたいと思います。

あと、第2点目なんですけれども、これ給付金全体の形で伺いたいんですが、先頃新聞で、給付金支給短縮を支援ということで、15日、経済再生大臣が総合経済対策に盛り込んだ低所得者向け給付金の迅速な支給の支援サービスを自治体へ提供すると発表されました。

そこで、紙の作業をデジタルに置き換えることで、対象者がお金を受け取る期間が、紙だと

全国平均なのかどうか分かりませんけれども、40日から50日かかっていたのが、このサービスだと5日から20日間に短縮されるという、そういう記事が載っていました。

そこで、これは当町に当てはまるかどうか分からんんですけども、そこで伺いたいのは、先ほどのシステム改修の件でも答弁ありましたけれども、当町におけるデジタル化の取組はどのような形でなされているのか。あと、一般的な給付金の支給までどれぐらいかかるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） おはようございます。

まず1点目、家計急変世帯の周知方法についてでございますけれども、町からはどうしても家計急変世帯というのは把握できておりませんので、毎戸へのチラシの中で、家計急変世帯についても対象になりますよというところを、比較的大きなスペースを割いてお知らせしているのと、それから、町の広報等で周知をさせていただいているというところでございます。

結果的に3万円の部分に関しては、今時点で1件だというところでございます。

それから、今回プッシュ式ということで、給付の日程的な部分でございますけれども、若干これからスケジュール等をお話しさせていただきますと、今日、議決をいただいた後に、システムの改修作業に入ります。そのシステムとは別に、先ほど企画課長の答弁でもありましたとおり、そのシステムを介さないで、いずれその3万円の給付世帯というのをこちらで把握しておりますので、その世帯に対して給付の通知書を早急に発送させていただきたいと思っております。それに対して特段、何かを提出するというところはございません。

一つだけ、給付を拒否するという方がいらっしゃる場合は、ちょっと若干日数は短いんですけれども、その期間の中で提出していただくということになるかと思います。

並行して、金融機関への振込データ等を出来上がったシステムの中で作成をいたしまして、年内中に振込のほうをしたいというふうに考えております。

今お話しした部分が、9月から給付をしております3万円を既に受給している世帯のスケジュール感でございます。

もう一つ、例えば3万円を受給しているんだけれども、世帯員が変更していたり、それから、修正申告によって新たにこの該当になったりという世帯に関しましては、こちらのほうは年明けに町のほうから確認書を送付をさせていただきたいと思っておりますので、どちらのほうについては、年明けの振込というふうになります。

ちなみにですが、前段お話ししたしました年内給付に関しては、概算、概数で恐縮ですけれ

ども、対象世帯が約1,000世帯、後段でお話しいたしました年明けの支給については、大体、約100世帯を見込んでいたといった状況となっております。

それから、事務費の部分に関しましては、今回の補正予算のほうには特段上げているわけではありませんけれども、実情として、当然それに係る人件費といいますか、作業は出てくると、一定の時間外勤務等は出てくるのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 初めに、私のほうから議員御指摘の事務費といった部分で、今保健福祉課長のほうから答弁ございましたけども、若干補足をさせていただければと思うんですが、この事業といいますか、国の給付金の枠組みの中で、事務費と呼ばれる区分でき得るものとなりますと、今回委託料としてお願いをしてございますシステム改修委託料並びに需用費のうちの印刷費、また役務費のうちの通信運搬費、これにつきましては、国の枠組みの中での事務費といったことで交付金の制度上の対象になるといったことで整理をさせていただいてございます。

また、議員から御指摘ございました総務大臣が新聞報道等でお話しされたということで発表されている内容でございますけれども、いわゆるファストパスということで報道が先月末ぐらいになされた内容ということで理解をさせていただいた上でなんですが、国として予定されているサービスの内容が、国提供の制度でございますれば、マイナンバーカード等の本人確認によって手続が簡素化されると。あるいは、自治体独自が何かしらのオンラインによる申請をシステムとして受け付けるために用いるとすれば、いわゆるQRコード等を活用するといった仕組みなのかなと思います。

ただ、国の方で予定しているファストパスとスーパーファストパスと2種類あるようなんですけれども、それについては早くて来年の2月半ばの運用開始ということで、我々も情報としては収集をさせていただいてございます。

今回の申請、この申請を要する仕組みにそのまま当てはめられるかというと、なかなかそれは困難でございますので、今申し上げましたとおり6年の2月半ば以降に採用し得る制度があるのであれば、それは検討の対象になるんだろうと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） この1点目の支給に関してなんですかけれども、大体分かりました。

そこで、再度伺いたいのは、家計急変世帯の認識というか、する際に、個人情報になるのかどうか分からぬんですけれども、例えば、税金の今までなかった滞納世帯が出たとか、そ

ういったところで確認することはできないのか、できるのか、その点伺いたいと思います。

あと、プッシュ式については、年内振込によって頑張るということで、分かりました。

あと、2点目なんですけれども、このデジタル化によるシステムの改修なんですけれども、そこで伺いたいのは、当町において、このデジタル化に対する対応というんですか、それはどのような取組なり形になっているのか伺いたいと思います。

あと、もう1点は、もう1点というか、そのほかの、民生費以外の支給の大体の支給見込みというんですか、いつ頃まで届いたりするかということを伺いたいと思います。

あと、もう1点は、当町のデジタル化についてなんですけれども、さきの同僚議員の一般質問でも答弁あったんですけれども、そういったITに強い職員というんですか、そういった方が不足しているという、そういうことを何か聞いていたんですけども、そこで伺いたいのは、例えば社会人枠とかで採用を当町でもしていますけれども、そういった際に、ITに強いような方を採用するということは可能なのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 家計急変世帯の件で、ちょっとお答えになるのかあれなんですが、家計急変世帯を拾うという意味に関して言えば、過去にあった話ですけれども、この住民税非課税世帯への給付以外でも、例えば子育てとかでこの家計急変世帯を対象にするというのがございます。

子育てのほうでそういう申請があれば、それを保健福祉課の中で共有して住民税のほうにもというところとか、あるいは、その申請だけではなくて、ふだんの御相談に来られた方が、実はこうだという話の中で家計急変世帯の申請をというところにつなげたケースはございますので、そういうようなところから、こちらのほうでもしっかりとそれにつなげていくような努力はしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） デジタル化の取組ということで、全般での御質問かと思われましたので、御説明させていただければ、本年度よりDXというふうな中で、当課で所管してございますけれども、現在うちでやっている部分というのは、町全体としてといいますか、自治体DXと称されるものでございまして、非常にざっくり言いますと、今現在、町で使っている基幹系のシステム、住民票を出したりですか、年金の処理をしたりですか、といったものについて、現状はそれぞれの自治体がそれぞれのベンダーといいますか、その事業者に頼んでやってもらっているんですが、これを全国統一のやり方にしようというのが進

んでございます。

今の国の予定ですと、令和7年度から運用開始というふうに言われてございますけれども、その中に、その準備ということで、当然システム等々全部変わっていきますので、若干ですけれども準備を進めさせていただいております。

なかなか正直そういうといったもので、町民の方々からして見えるかというと、ほとんど見えないというのが現状でございますので、なかなか目に見える形というのではないんですが、一つだけ目に見える形で町が進んでいるものと言われれば、デマンド型が今年度から始まりました。よく見ますと、電話もそうですけれども、タブレットを使ってタクシー予約して、それがやってくると、どうやって経路をつくるかというと、A I がつくってくれるということですでの、こういった取組というのは一つのデジタル化の大きなものなのではないかなというふうに考えております。

なかなか給付金に関しての具体的なデジタルの取組ということには至っていないわけですが、それでも、いずれその新たに取り入れられるシステム、それから、今やっていますタブレット、あるいはスマートフォンを使った中で様々なことができるということに町民が慣れていいくというふうな、その集合体としてD Xが進んでいくのではないかというふうに思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 最後に、I Tに強い職員の採用というふうなところでの御質問がございました。

議員御承知のとおり、社会人枠ということで募集をしているところでございますけれども、正直なかなかそういう技術とか資格を持った職員というのは、現状集まらない状況でございます。

今後、そういうIT関係に強い職員に関して募集するかどうかというふうなこともあるんですけれども、まだ人事内部での検討でございますけれども、例えばIT企業の職員を派遣してもらうとか、そういう部分での府内DXも含めた、そういうITの普及というふうな部分は、現状検討していると。ただ、これが例えば来年度からとかというふうな部分はまだそこまでは行っておりませんけれども、まだ検討段階というふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） すみません、答弁が前後する部分がございましたらおわびを申し上げます。

議員からお話のございました、この給付金以外の各種申請に対応する手続の時間的な長さ、幅でございますけれども、それは各事務に設けられているいわゆるその標準処理期間等でも違ってくる内容かと思います。また、いわゆる申請の受付の締めをどの範囲、区切りとするかといったことでも違ってくるかと思います。

基本的には、その標準処理期間がおおむね14日程度といったものが行政の事務は多いんですね、一般的には。そういうことで申請から決定まで14日以内といった日数の制限がございましたら、その期間内に交付決定等といった審査決定をさせていただいて、その後は当然可及的速やかな支給等につなげていくといった形になろうかと思います。

ですので、若干前でお話しした部分の繰り返しとなりますけれども、何も14日を待たず審査、決定ができるものにつきましては、当該決定の後、速やかに支給等といった手続もござりますので、やはりその制度の内容によって大きく違いは出てくるものだと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 再度確認したいのは、社会人枠で採用するときなんですけれども、こういった採用方法というのは、どういった基準というか、結構当町においても社会人枠で入られた方も、途中で退社している方も多いみたいなので、そのところを、全般的に優れている方を採用しているんでしょうけれども、ただ社会人なので、そのところを簡単にでよろしいですので伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 社会人枠といつても、一般の新卒の学生と一次試験等は一緒でございます。ただ、年齢制限を上に持ってきて、社会人枠というふうなところで採用を、現状では一般行政職というふうな職種で募集しているという内容です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第46号 令和5年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第46号令和5年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第46号令和5年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、収益的収支において、収入の営業収益のうち給水収益を減額、営業外収益のうち他会計補助金を増額するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、議案第46号について細部説明をさせていただきます。

補正予算書12ページをお開き願います。

令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

まず、今回の補正の概要でございますが、第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入中、営業収益及び営業外収益の予定額をそれぞれ3,150万円同額増減補正し、第3条では、当初予算第9条で定めた一般会計からの補助を受ける金額を3,150万円増額し、5,522万9,000円に改めるという内容でございます。

詳細につきましては、補正予算に関する説明書で説明させていただきますので、最終ページ、15ページをお開き願います。

事項別明細書でございます。

一般会計補正予算で説明のありましたとおり、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金事業で、住民、それから、事業者の経済的負担の軽減を図るために、水道基本料金3か月分を減免、減額するものでございます。

その減額した金額を一般会計から同額受け入れるものでございます。

1款1項1目の給水収益、水道料金を3,150万円減額し、同じく2項3目他会計補助金、一般会計補助金を同額の3,150万円増額する補正でございます。

減免該当となる給水件数は、官公庁を除く約4,820件となります。

減免額は、一般家庭で申し上げますと口径13ミリの家庭では3か月分で5,610円、口径20ミ

リの一般家庭では7,920円の減免となります。一月当たり総額で1,050万円、3か月分の3,150万円で計上してございます。

今年度は、既に7月、8月におきまして2か月分を減額をしておりますが、今回はさらに3か月分を減免するというものでございます。

今回も利用者からの申請手続は不要としまして、使用した従量分の料金のみの請求とするものでございます。

補正予算をお認めいただいた後、1月から3月請求分を減免する予定でございます。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

この3,150万円、一般会計から来るわけですけれども、一般会計に入るお金3,150万円は、全額国から来るものなのか、この割合、子育て、さつき聞きはぐったんですけれども、子育ての場合は一般財源を使っておりました。この繰入れの場合、どこまで国から納入されて、一般財源があるのか、ないのか、100%国から来るのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今のいただいた御質問でございますけれども、前議案の一般会計の部分の予算書に記載をさせていただいてございますとおり、水道事業会計補助金3,150万円ということで要求をさせていただいておりまして、その補正額の財源につきましては、全て国県支出金ということで表示をさせていただいているとおりでございますので、全額について国費といいますか、この給付金のスキームの中で対応させていただくといったことでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、この水道については全額国費ということで。

先ほどの低所得者、子育て支援、保健福祉課関係のものは、2,000万円ほど一般財源が使われますけれども、その辺……。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、その質疑は終わっています。水道事業会計。

○8番（及川幸子君） 100%国費ということで、それは、分かりました。

後段の部分については後でお伺いします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度南三陸町議会12月第2回会議を終了いたします。

大変御苦労さまでございました。

これにて散会いたします。

午前10時51分 散会